

令和5年 議案第25号

みよし市教育委員会傍聴人規則の一部改正について

上記の議案を提出する。

令和5年6月23日提出

みよし市教育委員会

教育長 増岡潤一郎

#### 説 明

この案を提出するのは、教育委員会の会議に精神に異常がある者が傍聴できるよう配慮するため、必要があるからである。

## みよし市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則

【趣 旨】 教育委員会の会議において、精神に異常があると認められる者は傍聴できなざることとされていることは、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第7条第1項に規定する「不当な差別的取扱い」に該当するおそれがあるため、傍聴できるよように改正する。

【内 容】 精神に異常があると認められる者は傍聴できないとする規定を削る。（第2条第1号関係）

【施行期日】 公布の日

（参考）

○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

（平成25年六月二十六日）

（法律第六十五号）

（行政機関等における障害を理由とする差別の禁止）

第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。  
2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があつた場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

みよし市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則

みよし市教育委員会傍聴人規則（昭和28年三好村教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

みよし市教育委員会傍聴人規則の一部改正新旧対照表

改正案	現行
<p>第2条 次の各号の一に当ると認められる者は傍聴を許さない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p>	<p>第2条 同左</p> <p>(1) 精神に異常があると認められる者</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p>